

元吹市総第 26 (2039) 号
令和元年 10 月 31 日
(2019 年)

吹田民主商工会
会長 工藤 芳昭 様
吹田商工協同組合
理事長 永田 虎次 様

吹田市長 後藤 圭二
(公印省略)

要望書について (回答)

平素は市政発展に御協力賜り、厚くお礼申し上げます。
令和元年 (2019 年) 10 月 9 日に受付させていただきました標記のことにつきまして、別紙のとおり回答いたします。

問い合わせ先
吹田市
市民部 市民総務室 参事 川下
電話 06-6384-1378

(1) 災害からの住民生活復旧の支援について

① 平成 30 年 6 月 18 日発生の大阪府北部地震および平成 30 年台風 21 号により人的被害、住家被害が広く発生しました。ブルーシートなどで応急措置のままの家屋もいまだ見られます。各災害の家屋被害について把握してる被害発生（全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊、事業などの非住家）に対して修繕等状況（修繕、未修繕、解体、未把握など）の各件数を教えてください。

(担当：住宅政策室)

大阪府北部地震及び平成 30 年台風 21 号にかかる一部損壊等住宅修繕支援制度の平成 30 年度（2018 年度）申請件数 1,539 件のうち、一部損壊の被害を受けた家屋 1,539 件、修繕が完了した家屋 1,539 件、未修繕家屋 0 件です。

② 住民被害の状況は公的給付により災証明交付申請により把握されていると思われませんが、事業所や賃貸物件の被害状況を把握できる仕組みを検討していただくこと。

(担当：地域経済振興室)

「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律」に基づく「事業継続力強化支援計画」を吹田商工会議所と本市が共同作成するにあたり、災害発生時の被害情報収集等の方法について検討してまいります。

③2019 年 6 月 28 日で終了した大阪府北部地震及び平成 30 年台風 21 号に係る一部損壊等住宅修繕支援制度について、2019 年 6 月 30 日までに工事が完了しない場合の仮申請の周知が不十分です。2018 年度内に修繕が終わらないと相談に行った際に、仮申請が必要だと教えてもらえなかったと不満を持つ住民がいます。受付と給付を再開していただくこと。

(担当：住宅政策室)

申請手続きが本年 6 月末までに必要である旨は、4 月及び 6 月の市報すいたやホームページで情報発信を行いました。

また、期限までに工事が終わらない旨を 3 月中に市へ相談された方に対しては、連絡先をお聞きし、制度延長が決定した後に個別にご案内をいたしました。4 月以降に同様のご相談をされた方に対しては、仮申請のご案内をいたしました。

現時点では申請受付の再開は検討しておりません。

④ 家屋が未修繕となっている理由を調査していただき、必要な施策を検討していただくこと。また未修繕の世帯や事業所に対して積極的に修繕を働きかけ相談に乗っていただくこと。

(担当：住宅政策室)

大阪府北部地震及び平成 30 年台風 21 号にかかる一部損壊等住宅修繕支援制度の仮申請後に本申請をされていない方について、状況の確認を行っているところです。

(担当：地域経済振興室)

「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律」に基づく「事業継続力強化支援計画」を吹田商工会議所と本市が共同作成するにあたり、事業所に対する相談支援方法について検討してまいります。

⑤ 今後も地震・台風による被害に備える必要があります。災害後の修繕の担い手を確保するため、建設業への支援施策を充実させていただくこと。

(担当：地域経済振興室)

吹田市産業振興条例の趣旨に則り、今後とも、建設業及び建設関連等事業者への企業訪問を継続して実施し、要望や御意見等の把握に努め、ニーズに応じた支援施策を調査・研究してまいります。

また、各種補助金制度等の施策において、対象業種の見直し等、多業種の事業者を活用いただけるよう検討してまいります。

(2) 循環型地域経済の振興施策について

① 経済対策として「住宅リフォーム助成制度」、「まちなか商店・店舗・工場リニューアル助成制度」を創設させていただくこと。

(担当：住宅政策室)

個人の資産である住宅の維持管理は、住宅の所有者が、みずからの力で行うことが基本と考えております。よって、新たな助成制度の創設は予定いたしておりません。

(担当：地域経済振興室)

現に営業をされている個店等を補助対象とする制度の創設は考えておりませんが、同様の制度を創設された他市の状況や費用対効果などについては、調査、研究してまいります。

② 小規模修繕工事契約希望者登録制度を創設させていただくこと。

(担当：契約検査室)

本市では、小規模修繕工事契約希望者の登録制度はございませんが、小規模な修繕業務を受託したい事業者の方には、物品等各種契約の参加希望種目「その他の業務委託等」の中に取扱品目として「簡易な修繕」を設け、建設業の許可の有無に関係なく登録ができるようにしております。今後もホームページ等を活用し、周知してまいります。

③ 分離分割発注により市内中小企業の受注機会の増大に努めること。

(担当：契約検査室)

物品、建設工事等の発注に当たっては、できる限り分離・分割発注に努めること、業務委託等の契約において、受注業者が下請発注する際には、できる限り市内中小

事業者を活用するよう依頼すること、少額の工事、修繕、役務及び物品の発注に当たっては、適切に見積書を徴取したうえで、市内中小事業者への発注に努めることなどを庁内に周知してまいりました。引き続き、市内中小事業者への優先発注を行い、受注機会の増大に努めてまいります。

④ 吹田市産業振興条例の全庁研修を行っていただくこと。

(担当：地域経済振興室)

契約担当部局から、年に数回全庁的に市内事業者の受注機会の増大に関する通知を行っています。

その中で、産業振興条例の第4条第10号に規定されています「市内の中小企業者の受注機会の増大を図ること。」を庁内に浸透化させるため、前述の通知に担当部局と連携し、官公需の確保が産業振興条例に規定されていることも加えて通知して、考え方の共有化を図ってまいります。

⑤ 吹田市小企業者事業資金融資制度の融資限度額を特別小口保険の限度額拡充に合わせて2000万円まで引き上げていただくこと。

(担当：地域経済振興室)

吹田市小企業者事業資金融資制度取扱い金融機関等と連携しながら、より活用しやすい制度となるよう検討してまいります。

⑥ 創業支援型事業所賃借料補助金の予算を拡充し、認定件数を申請件数に見合ったものとする。

(担当：地域経済振興室)

予算の増額は、財政上、困難な状況ですが、より多くの開業者や事業者を支援できるように、今後とも適宜、制度の見直しを検討してまいります。

⑦ 企業訪問では特定の業種や規模に偏ることなく実施していただくこと。特に多数を占める個人事業者などの小規模事業者の実態把握を進めていただくこと。

(担当：地域経済振興室)

企業訪問は、小規模事業者を含む中小企業を対象に実施しています。

今後も、業種や規模を限定することなく企業訪問を実施し、市内事業者の実態把握に努めてまいります。

⑧ 地域経済振興予算を一般会計の2%まで計画的に引き上げていただくこと。当面は1億円の予算増を実現するとともに職員の増員を行っていただくこと。

(担当：地域経済振興室)

予算の大幅な増額につきましては、財政上、困難な状況ですが、今後も事業者のニーズを的確に把握し、事業の見直しを図りながら、より効果的な中小企業支援策を進めてまいります。

⑨ 吹田市の官公需の下で働く労働者に人間らしい暮らしを保障する公契約条例を制定していただくこと。

(担当：契約検査室)

公契約条例の制定につきましては、従来から国において労働者の実態を把握したうえで、労働基準法等の関係法令との整合性を持った法整備が必要であると考えており、公契約法の制定について、引き続き、大阪府市長会を通じて国に要望してまいります。

⑩ 指定管理者制度などで働く労働者の雇用環境を把握するため、入札の事業者を募集する際に事前に雇用環境の把握に必要な事項を定め、それらの報告を契約の要件に定めること。

(担当：契約検査室)

契約の相手方となる事業者には、契約の適正な履行及び労働環境の確保を図るために労働基準法等の関係法令を遵守し、社会保険（雇用保険、健康保険、厚生年金等）の加入及び保険料の納付、任意の労働者災害補償保険の加入などを求めています。

労働者の雇用環境を把握する契約や方法等について、引き続き検討してまいります。

(3) 住民税について

① 個人住民税の過去 5 年間の減免件数を年度毎に対して減免事由毎（所得減少・災害等・医療費の支出・納税義務の承継・原爆被爆者・失業者・その他）の件数を教えてください。

(担当：市民税課)

平成 26 年度（2014 年度）

生活困窮（生活保護受給） 36 件

失業者（死亡含む） 510 件

災害 0 件

その他 8 件

合計 554 件

平成 27 年度（2015 年度）

生活困窮（生活保護受給） 37 件

失業者（死亡含む） 430 件

災害 2 件

その他 6 件

合計 475 件

平成 28 年度（2016 年度）

生活困窮（生活保護受給） 39 件

失業者（死亡含む） 96 件

災害 2 件

その他 25 件

合計 162 件

平成 29 年度（2017 年度）

生活困窮（生活保護受給） 36 件

失業者（死亡含む） 59 件

災害 0 件

その他 11 件

合計 106 件

平成 30 年度（2018 年度）

生活困窮（生活保護受給） 44 件

失業者（死亡含む） 40 件

災害 0 件

その他 5 件

合計 89 件

② 個人市民税減免取扱要領 所得減少（1）の「施行規則第 7 条第 1 項第 1 号の規定に定める所得減少減免は、その理由に帰責性や予見可能性を有していない場合に限り、適用する。」との条文が追加されたのはいつからでしょうか。またこの条文を根拠として、私事都合による退職や経営不振による収入減などを減免事由から除外されていますが、吹田市市税条例第 22 条 2 項では、「市長は、前項に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当すると認める者に対し、規則で定めるところにより市民税を減免することができる。」とあり、規則にのみ減免基準について委任されているものです。施行規則に定められた基準にさらに条件を加える取扱要領の所得減少（1）の条文は不当に減免を制限するものなので直ちに廃止すること。その他この取扱要領で同様に委任なく減免を制限する条文は廃止すること。

（担当：市民税課）

個人市民税減免取扱要領については平成 28 年 6 月 1 日に改正を行っています。

市税条例施行規則において市民税の減免については納税者が市民税額を負担することが困難である場合に限り行うものとされています。

その「負担することが困難である場合」について、適正かつ円滑な運用を図るため本取扱要領で規定したものです。

今後も適正な課税事務に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

③ 過去5年間の市税の滞納者人数と財産調査、差押え、換価、徴収の猶予（職権・申請）、滞納処分執行停止の件数を教えてください。

(担当：納税課)

滞納者人数

平成30年度 (2018年度)	平成29年度 (2017年度)	平成28年度 (2016年度)	平成27年度 (2015年度)	平成26年度 (2014年度)
13,244人	13,659人	14,781人	15,656人	16,292人

※滞納者人数は、収入簿から集計した人数です。

財産調査件数

	平成30年度 (2018年度)	平成29年度 (2017年度)	平成28年度 (2016年度)	平成27年度 (2015年度)	平成26年度 (2014年度)
不動産	80件	107件	55件	66件	99件
預金	1,238件	1,252件	3,509件	2,984件	2,711件
生命保険等	594件	516件	269件	290件	190件
その他	33件	188件	176件	74件	161件

差押件数

	平成30年度 (2018年度)	平成29年度 (2017年度)	平成28年度 (2016年度)	平成27年度 (2015年度)	平成26年度 (2014年度)
不動産	48件	40件	53件	59件	86件
債権	115件	143件	117件	151件	222件
その他	3件	2件	2件	3件	0件

換価、徴収の猶予（職権・申請）の件数

	平成30年度 (2018年度)	平成29年度 (2017年度)	平成28年度 (2016年度)	平成27年度 (2015年度)	平成26年度 (2014年度)
換価の猶予	0件	0件	4件	0件	0件
徴収の猶予	0件	0件	0件	0件	0件

滞納処分執行停止の件数

	平成30年度 (2018年度)	平成29年度 (2017年度)	平成28年度 (2016年度)	平成27年度 (2015年度)	平成26年度 (2014年度)
市府民税 (普通徴収)	275件	395件	343件	306件	291件
市府民税 (特別徴収)	39件	38件	50件	97件	66件

法人市民税	15 件	24 件	22 件	63 件	49 件
固定資産・都 市計画税	58 件	156 件	112 件	133 件	127 件
固定資産・償 却資産税	6 件	6 件	121 件	3 件	13 件
軽自動車税	48 件	162 件	49 件	33 件	82 件

④ 徴収の猶予申請書および換価の猶予申請書を納税課窓口および市ホームページでいつでも取得できるようにしていただくこと。

(担当：納税課)

徴収猶予や換価猶予の適用にあたりましては、納税相談の中で納税者の生活実態や収支状況等について、十分な聞き取りを行ったうえで、必要に応じて個別対応をさせていただきます。

⑤ 減免・分納希望者や滞納者からの相談にあたっては、相談者の実情を正確に把握し生活困窮に陥ることなく納付できるように支援していただくこと。また申請による徴収の猶予を積極的に勧めること。

(担当：納税課)

納税課におきましては、分割納付等の相談があった際に、できる限り生活実態や収支状況等の聞き取りを行い、生活困窮に陥ることのないよう生活困窮者自立支援センターへの案内も含めた対応を行っております。

市税を一時に納付することが困難な場合には、分割納付など丁寧に対応しております。

⑥ 財産調査や差し押さえを行う際は事前に通知していただくこと。生活や営業に支障をきたすことがないように十分配慮していただくこと。差し押さえ後の換価は機械的に実施せず該当者の実態を把握していただくこと。また状況に応じて滞納処分の執行停止を積極的に実行していただくこと。

(担当：納税課)

本市におきましては、納税者の生活実態や収支状況などを十分お聞きするなどして、納税者の生活実態等の把握に努めております。

また、財産調査や差押財産の換価につきましては、地方税法や国税徴収法の規定に基づき適切に対応させていただきます。

執行停止につきましては、財産調査等を行う中で執行停止相当の案件につきましては、積極的に執行停止を行っております。

⑦ 償却資産の簡易調査について今年度と過去2年間のの発送件数と返信があった件数を教えてください。

(担当：資産税課)

令和元年度（2019年度）

発送件数 988件

返信があった件数 669件

平成30年度（2018年度）

災害対応のため簡易調査実施できず

平成29年度（2017年度）

発送件数 1,060件

返信があった件数 871件

⑧ 任意で設置された大阪府地方税徴収機構には、徴収や滞納処分を実行する法的権限はないことから早急に撤退していただくこと。

(担当：納税課)

大阪府域地方税徴収機構へは徴収スキルの向上や法律を運用する際の考え方、多様な知識の取得を目的として参加しています。なお、徴収や滞納処分につきましては、本市の権限により行っております。

(4) 国民健康保険について

① 来年度に大阪府国民健康保険運営方針の見直し作業が行われますが、保険料や各種基準の統一化に反対していただくこと。

(担当：国民健康保険室)

大阪府国民健康保険運営方針の見直しにつきましては、標準保険料が適正な負担となり、より良い制度となりますよう、大阪府に対し働きかけを行ってまいります。

② 国民健康保険料が非常に高くなり住民生活を圧迫していることから、引き下げていただくこと。

(担当：国民健康保険室)

大阪府の広域化調整会議、財政ワーキンググループにおきまして、標準保険料率や事業費納付金の算定方法などにつきまして、保険料の上昇を抑えるよう議論されているところです。

③ 子どもにかかる均等割を市独自で軽減すること。また国・府に対して軽減に必要な財政負担を求めること。将来的には国庫負担を増額しすべての平等割・均等割を軽減・廃止することを国に求めること。

(担当：国民健康保険室)

府内統一保険料率の実施に向けて、子どもにかかる均等割保険料の軽減措置の創設、低所得者層に対する保険料軽減措置のさらなる拡充を、国、府に対して要望しております。

④ 資格証明書、短期保険証の発行をなくしていただくこと。短期保険証の発送留め置きをしないこと。

(担当：国民健康保険室)

短期被保険者証及び資格証明書につきましては、「国民健康保険法」「吹田市国民健康保険短期被保険者証交付要領」及び「吹田市国民健康保険被保険者資格証明書の交付及び保険給付の一時差止等に関する要領」に基づいて、未納保険料の納付に協力が得られない世帯に対して交付を行っているもので、保険料の納付相談及び納付指導の機会を確保するためのものであることから廃止することは考えておりません。

留置き期間につきましては、対象者が必要な医療から遠ざけられることがないように、概ね2か月を経過した段階で納付相談のなかった世帯に対しても郵送しておりますが、納付相談等の機会を確保する観点からこれ以上の期間の短縮は考えておりません。

⑤ 滞納保険料の納付指導に当たっては生活や営業に支障をきたすことがないように十分配慮していただくこと。財産調査や差押えの言葉を使い、納付誓約金額の上げを迫ることは慎んでいただくこと。

(担当：国民健康保険室)

保険料の納付相談につきましては、相談者の生活状況を十分にお伺いしたうえで、きめ細かな対応を心掛けております。

⑥ 滞納者からの相談で把握した実情を踏まえて滞納処分の執行停止を積極的に推進していただくこと。また自己所有の住居は生活の必要最低限の財産であるとして柔軟に対応していただくこと。

(担当：国民健康保険室)

滞納処分の執行停止につきましては、滞納者の収入や納付状況、年齢、財産の有無及び換価価値等総合的に検討してまいります。

⑦ 債権管理課による平成 29 年からの国民健康保険料の滞納整理状況(移管、自主的納付、差押え、換価、滞納処分執行停止)の件数を教えてください。

(担当：債権管理課)

年度	移管 件数	自主的納付 件数	差押 件数	換価 件数	滞納処分 執行停止件数
平成 29 年度 (2017 年度)	19 件	12 件	16 件	5 件	0 件
平成 30 年度 (2018 年度)	22 件 (前年度から引き続き 移管を継続している者 4 件を含む)	16 件	20 件	8 件	0 件

債権管理課では、財産を所有し、納付資力がありながら納付しない滞納者を対象に滞納整理業務の移管を行い、差押などの滞納処分を前提とした滞納整理を実施しております。

このため、債権管理課では滞納処分の執行停止をしておらず、財産がないなどの滞納者に対する滞納処分の執行停止については、債権所管室課で行っています。

(5) 貧困対策の強化・生活保護制度について

① 生活保護基準のこれ以上の縮小・見直しに反対を表明していただくこと。

(担当：生活福祉室)

生活保護制度が、社会経済環境の変化に対応し、真に困窮する方を適切に支えることができる制度となるよう必要に応じて、市長会等を通じて国に対して要望してまいります。

② 安価で安心して入居できる公営住宅の建設に取り組んでいただくこと。また、生活困窮者支援の一環として家賃の補助制度の創設、特別養護老人ホーム、小規模グループホームを計画的に建設していただくこと。

(担当：住宅政策室)

現在、岸部中において市営住宅の統合建替事業を実施しています。今後、吹田市公営住宅等長寿命化計画に基づき、市営住宅を整備してまいります。

(担当：生活福祉室)

生活福祉室では、失業や廃業で住居を失うおそれのある生活に困窮している方に対し、一定期間家賃の給付を行いながら就労面でも支援する住居確保支援事業を行っており、生活困窮者自立支援センターが相談の窓口として、受け付けや就労支援を取り行っております。

(担当：高齢福祉室)

特別養護老人ホームの整備に当たりましては、状況等を勘案し策定しました第 7

期吹田健やか年輪プランに基づいて進めているところです。

平成 30 年度（2018 年度）から令和 2 年度（2020 年度）までに、地域密着型サービスの小規模特別養護老人ホーム 4 か所、認知症高齢者グループホーム 2 か所を整備し、待機者の解消を図ることとしており、引き続き必要数を整備できるよう努めてまいります。

- ③ 吹田市は大阪府内でも賃貸住宅の家賃が高く現在の生活保護基準では住居の確保が困難です。国に対して基準の引き上げを求めていること。

（担当：生活福祉室）

平成 27 年 7 月以降の住宅扶助額の改定に伴い、経過措置の適用、特別基準の設定を個別に十分検討して、実施しております。また、生活保護制度が、社会経済環境の変化に対応し、真に困窮する方を適切に支えることができる制度となるよう必要に応じて、市長会等を通じて国に対して要望してまいります。

- ④ 就労指導は生活保護利用者の実態と意向を尊重して行っていただくこと。

（担当：生活福祉室）

就労支援を実施する際には、ケースワーカーによる面談等で生活保護利用者からの聞き取りを行い、十分に実態、意向の把握に努めております。また、必要に応じて、就労支援プログラムの活用を助言するなど、就労に結びつく取り組みを行っております。

- ⑤ 生活保護利用者の転入や転出にあたっては、自治体間の連携を密にして、利用者の生活環境や不安に寄り添う対応を行っていただくこと。

（担当：生活福祉室）

転入や転出に際しましては、該当自治体間の連携を密にして、受給者の生活環境や不安に寄り添う対応を行っております。

- ⑥ 国基準に則し、生活福祉課の担当職員を増員していただくこと。職員の在職年数は最低でも保護手帳の内容を理解して活用できる年数を確保し、職員間で相互が経験を蓄積したり継承したりできる環境を整備していただくこと。

（担当：人事室）

生活福祉室の職員数については、生活保護世帯の増加に対応するため、平成 22 年度（2010 年度）から平成 28 年度（2016 年度）の 7 年間に、合わせて 14 人の増員を行っております。

引き続き、効率的な行政運営の確立に努め、今後とも業務量に見合った職員の適正配置に取り組んでまいりたいと考えております。

また、職員の適性、希望、職場状況等を勘案した上で、相応の在職年数を確保するよう努めるとともに、職員相互の経験の蓄積及び継承に努めてまいります。

- ⑦ 保険料、住民税、その他公的サービス利用料の納付相談にあたって、滞納が生活困窮や多重債務による場合は生活福祉室、生活困窮自立支援センター、市民相談室の無料法律相談など生活再建を支援する部署と連携していただくこと。また必要な研修を合同で行っていただくこと。

(担当：生活福祉室)

生活困窮者自立支援センターでは、生活困窮者の生活に関する困りごと相談を行っております。当該部局も含め約40の関係部局が集まる連絡調整会議で、情報共有や制度研修、事例報告などを行うことで、連携の強化を図っているところでございます。

(担当：市民総務室)

本市では、多重債務問題の解決を図るため、多重債務問題対策庁内連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置し、庁内関係部署からの現状報告を行うなど、情報共有を図り、庁内連携を進めております。

また、毎年度、連絡会議において弁護士等をお招きし、多重債務に関する見識を深めるための研修会も実施しております。

(6) 高齢者福祉について

- ① 第1号被保険者の介護保険料を一般会計繰入で保険料を引き下げていただくこと。また吹田市では大阪府内で最も多い18段階に区分されていますが、さらに中低所得者層により保険料が軽減されるよう段階基準や保険料の割合などの見直しをしていただくこと。

(担当：高齢福祉室)

介護保険における公費負担につきましては、法令で定められた割合を超えて一般会計から繰り入れすることは適当でないとしており、本市においても一般会計からの繰り入れは考えておりません。

また、保険料段階の設定につきましては、低所得者に配慮し、被保険者の負担能力に応じた適切なものとなるよう研究してまいります。

- ② 吹田市独自の介護保険料及び利用料の減免制度を拡充していただくこと。

(担当：高齢福祉室)

本市における介護保険料の独自減額制度につきましては、市民税非課税世帯（第1～第3所得段階）の被保険者（生活保護世帯を除く。）で収入額など、一定の要件に該当する場合に行っており、また、介護保険サービス利用者負担額の軽減についても、本市独自の事業として、低所得者に対し、居宅サービス等に係る利用者負担額の助成を行っております。低所得者に対する対策につきましては、本来、財政負担も含めて国の制度として抜本的に行われるべきものと考えており、引き続き国庫負担による低所得者対策を大阪府市長会を通じて国に要望してまいります。

- ③ いわゆる 65 歳問題といわれる高齢者、障がい者両方に対応する「共生型サービス」では、一律的に「介護保険優先原則」を適用することなく利用者の実態に応じて柔軟に対応していただくこと

(担当：障がい福祉室)

現在、65 歳未満の障がい福祉サービス受給者が、当該障がい福祉サービスに相当する介護保険サービスが確保できない場合、又は介護保険「非該当」と判定された場合等について、必要な障がい福祉サービスの支給決定をしております。

また、障がい福祉固有のサービスと認められる行動援護、同行援護、自立訓練、就労継続支援等については、65 歳到達以降についても引き続きご本人のニーズに基づいて柔軟に支給決定しているところです。

「共生型サービス」の利用につきましては厚生労働省の通知にもありますよう、その利用を一律に義務付けるものではなく、利用するかどうかは支給決定された障がい者等ご自身において判断されるものとなっております、事業の利用にあたりましては具体的な内容（利用意向）を聞き取りにより把握させていただいた上で、誤解に基づいた選択をすることのないよう、相談支援専門員等も含め適切に説明・助言を行ってまいります。

- ④ 後期高齢者医療制度の基準収入額の対象について、事業を営むにあたって仕入れや諸経費が必要であることから事業収入や不動産収入は収入ではなく所得に改めるよう国に求めること。

(担当：国民健康保険室)

基準収入額の適用につきましては、所得が基準課税所得額以上であるものの、収入が少ない被保険者に適用されるものであり、基準を所得とすることは、適切ではないと考えます。

- ⑤ 介護保険の小規模事業所の実態を把握し、存続のために必要な支援を強化していただくこと。

(担当：高齢福祉室)

介護保険事業所においては、介護報酬により経営を維持することが介護保険制度の枠組みとなっていることから、市独自で個々の事業所を直接支援することは困難と考えております。

- ⑥ 国に対して介護報酬の大幅な引き上げおよび一般財源による介護労働者の大幅な処遇改善と介護労働者確保の施策を要望していただくこと。

(担当：高齢福祉室)

介護報酬につきましては、国の制度上で実施しているため、大阪府市長会を通じて国に要望してまいります。

また、介護労働者確保の施策につきましても、国に要望してまいります。

(7) その他の事項について

- ① 市役所職員の4割以上を非正規職員が占めている現状の改善を求めます。公務員は災害時に住民の生命と安全を守る役割を担います。また、安定した雇用は地域経済を豊かにし少子化対策に資するものです。市は産業振興条例に基づき非正規労働者の待遇改善にも取り組んでいただくこと。継続して働いている職員を計画的に正規雇用としていただくこと。

(担当：人事室)

職員体制については、持続可能な行政運営を行っていくため、各種事務事業について、その効果を検証し、事業のあり方や必要性を見直すとともに、実施にあたっては、地方自治体の本来の責務である市民福祉の向上を図りつつ、最少の経費で最大の効果が得られるよう、常に事業の実施手法を検討し、業務量に見合った最適な職員体制の構築に努めてまいりました。

引き続き、効率的な行政運営の確立に努め、職員の適正配置に取り組んでまいりたいと考えております。

また、令和2年度の改正地方公務員法等の施行に向けて、法の一部改正に沿った人事制度・処遇の構築を進めております。

- ② 市役所の窓口業務は外部委託せず市職員によって対応していただくこと。

(担当：企画財政室)

窓口業務を含む市の業務につきましては、市民サービスの維持・向上などを図る観点から、「市が担うべき、又は市しか担えない業務」「市が関与すべき、又は関与することが望ましい業務」を検証した上で、その担い手についての検討を引き続き進めてまいります。

- ③ 民間保険への加入が経済的に困難な住民にとって頼りとなってきた吹田市交通災害・火災等共済制度の廃止を撤回していただくこと。

(担当：市民自治推進室)

吹田市交通災害・火災等共済制度は、交通事故や火災などの被害を受けた方に対して相互扶助による見舞金を支給することにより、市民生活の安定に寄与することを目的として、市独自の制度として実施してきました。

制度の設立当初に比べ、各種民間保険制度の充実により、本制度に対する市民ニーズが低下したことなどから、加入率が年々減少し続けており、また、加入者数の減少に伴う加入金収入の減少により、近年、単年度赤字が続いており、制度の安定的な運営が困難な状況となっています。

以上のことから、本制度については、一定の役割を終えたものと判断し、令和2年(2020年)3月末限りで廃止を決めたものでございます。

- ④ JR吹田駅の自転車地下通路のバイコレーター設置は住民から長年の強い要望がありました。設計・施工の前に説明会などで意見聴取の機会を設けていただくこと。

(担当：道路室)

施工の前に、地元連合会長等に説明させていただき、進めていきます。

- ⑤ 非核平和都市宣言に基づき、国連で採択された核兵器禁止条約に賛意を示し、日本政府が参加するように働きかけていただくこと。

(担当：人権平和室)

吹田市においては、昭和58年(1983年)8月に行った「非核平和都市宣言」の理念のもと、さまざまな啓発事業に取り組み、「非核、平和のまちづくり」を進めてまいりました。

核兵器廃絶を世界各国に訴える「ヒバクシャ国際署名」には、本市においても平成30年1月に署名を行い、日本非核宣言自治体協議会や平和首長会議を通じて、全ての国が核兵器禁止条約への加盟を行うよう働きかけを行っているところです。

以上、御理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。